

## 『町民会議・優良表彰』を受賞された方々

今年度の「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議会長(養老町長・大橋 孝 様)表彰受賞に、笠郷地区では次の方々が輝きました。

### 【生涯学習の部】

小野 喜美代様(下笠)

### 【青少年育成の部】

澁谷 清治様(大野)

栗笠子ども会育成会

代表者 河村 千恵様

なお、本年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受賞式典は中止となったため、皆様への表彰状伝達は笠郷支部長(公民館長)が行いました。

優良表彰の栄に輝かれた皆様、本当におめでとうございます。

澁谷さん



小野さん

河村さん



【広げよう 笠郷の豊かな文化】

## 岐阜県における緊急事態宣言の内容 (令和3年1月14日発令)

## 抜粋

【実施期間】 令和3年1月14日から令和3年2月7日まで

### 県民の皆さまの行動変容

#### 1 リスクを伴う飲食の自粛

○昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛を。

- ・家族やパートナー以外との飲食
- ・長時間の飲食
- ・酒類を伴い、大声を出す飲食
- ・マスク無しで会話を伴う飲食 など

○「GoTo イート」の既発行食事券の利用自粛

#### 2 不要不急の外出自粛(昼夜を問わず、特に夜8時以降) 特措法第45条第1項

○医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

#### 3 県をまたぐ不要不急の移動自粛 特措法第45条第1項

○特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡圏、栃木県)に対しては移動自粛を徹底。

### ■ 公民館施設の使用時間制限等について

【使用可能時間等】 施設開始時間～午後8時(期間中の貸館新規予約の

受付停止)

ご理解とご協力をお願い致します。